# 若狭浦保育所 災害時対応マニュアル 2026.8.1

## 1. 基本方針・指示命令系統と事前準備

### (1) 災害時対応の基本方針

本所は、園児と職員が安全かつ安心して過ごせる保育環境を確保するため、「那覇市就学前教育保育施設における災害時対応ガイドライン 2026.5.29」に基づき、以下の災害時対応マニュアルを整備する。

**【臨時休園の判断基準 ※ガイドラインを基準とし、周辺の安全確認の上、所長が最終判断を行う】**

- **土砂災害・大雨・高潮：**那覇市発令の「警戒レベル3高齢者等避難」以上。(対象地域の場合)
- **台風：**気象庁発令の暴風警報及び「警戒レベル3高齢者等避難」以上。
- **津波：**気象庁が発令する「津波警報」「大津波警報」とするが、本所は沿岸部に位置しており、 0歳児から3歳児までの避難行動には、迅速性と安全確保が優先されるため、「津波注意報」以上の発令で避難を開始するものとする。

### (2) 災害時の指示命令系統(指揮体制)

災害発生時は、以下のラインを基本として一元的な指揮命令を行う。現場の自己判断による単独行動を避け、必ずこの系統を通して情報を集約・共有するものとする。

- **【指揮を執るトップ】所長：**全体の指揮、避難及び避難場所の判断、保護者への引き渡し開始決定、外部(那覇市こども未来課・法人等)との連絡調整を統括する。
- **【中間統括(報告受け・指示出し)】主任保育士・事務主任：**所長の指示を受け、各現場(クラス、調理室等)へ具体的な業務指示を出す。
- **【現場対応・実行】クラス担任リーダー・調理員・用務員：**避難の際には、所長や主任保育士・事務主任からの指示を受け、落ち着いて行動する。目の前の園児の安全確保とケア、避難誘導、初期消火、緊急持ち出し品の搬出など、割り当てられた固有の役割を迅速に実行する。
  避難に際しては、各クラスの園児数や職員数を正確に所長へ報告する。

> ⚠ **【重要】所長不在時の代行・連携ルール**
>
> 所長が不在、または直接指揮が執れない状況の場合、主任保育士および事務主任が速やかに共同して指揮を代行する。
>
> ・主任保育士と事務主任は、所長と携帯電話やコドモン等で密に連絡を取り合い、現場の状況報告と所長からの指示受けを徹底する。（主任保育士・事務主任が不在の場合は、出勤中の保育士が所長へ連絡し指示を受ける）。
>
> ・現場に対しては、主任保育士と事務主任が連携して一元的に「報告受け」と「指示出し」を行い、指揮系統の二本化や現場の混乱を防ぐ。

### (3) 事前対策と備蓄（日頃の備え）

- **園内の安全点検：**用務員・保育士は毎月の安全点検日において、保育室内の家具・保育用品の固定状況、避難経路（廊下・階段・出入口）に障害物が置かれていないかを厳格にチェックする。
- **備蓄品の管理：**用務員は、園児および職員の最低３日分の食料（紙皿等も含む）、飲料水、簡易トイレ、乳児用ミルク、救急医療品、防災機材（懐中電灯、ラジオ等）をストックし、安全管理・環境整備委員会が賞味期限・使用期限を定期的に管理・更新する。

### (4) 定期的な避難訓練の実施と検証

- **多角的な訓練計画：**年間の訓練計画に基づき、月１回以上の定期訓練を実施する。地震・津波・火災のほか、不審者対応など、毎月テーマを絞って計画的に行う。
- **実践的なシチュエーションの設定：**「午前中の活動時」だけでなく、「昼寝中」「給食中」「自由遊び中」など、園児の状況や時間帯を変えて実施する。また、職員の出勤数が少ない「早朝」や「夕方・延長保育時間帯」を想定した誘導訓練や、職員に実施日時を教えない「事前通告なしの抜き打ち訓練」を定期的に取り入れ、臨機応変な対応力を養う。
- **地域・関係機関との連携：**避難場所となる市営住宅１０階までの階段を実際に登る訓練や、津波避難ビルへ実際に歩く移動訓練を定期的に実施する。火災訓練においては、訓練実施報告を定期的に行う。
- **振り返りとマニュアルの更新：**訓練実施後は、当日中に必ず職員ミーティングを行い、気づいた課題（移動にかかった時間、バギーの操作性、声かけの通りやすさ等）を洗い出す。抽出された課題は、本マニュアルの修正や園内環境の改善に反映させる。

## 2. 地震発生時の対応

### ① 初動対応（揺れがおさまるまで）

- **園児の安全確保：**激しい揺れを感じたら、保育士は大きな声で「地震！集まって！」と呼びかけ、園児を部屋の中央など安全な場所に集める。姿勢を低くし、「ダンゴムシのポーズ」等で頭部を守らせる。防災頭巾などを使用する。
- **職員の行動：**調理室やクラスのコンセント等で出火を発見した職員は、直ちに消火する（ただし、激しい揺れで危険な場合は揺れがおさまるまで待つ）。その他の職員は、ドアや窓を開放し、変形による閉じ込めを防ぐため避難口を確保する。すべての職員は窓ガラスや棚の転倒から園児を遠ざける。

### ② 揺れがおさまった直後

- **状況把握と点呼：**揺れがおさまったら、各クラス担任は即座に園児の点呼を行い、負傷者の有無を確認する。所長へ「〇歳児クラス、園児〇名、怪我なし（または負傷状況）」を報告する。
- **二次災害防止：**電気のブレーカーの遮断、ガスの元栓閉鎖を調理師・用務員が分担して行う。

### ③ 避難判定と誘導

建物の倒壊や、周囲での火災発生など、園舎内にとどまることが危険と所長（または代行者）が判断した場合、速やかに園内放送にて若狭公園へ避難を指示する。避難時は、乳幼児の避難車（バギー）や抱っこ紐等を活用する。

## 3. 津波発生時の対応

- **ステップ①：【初期行動】津波注意報発令 → 津波到達予想時刻で避難場所を決定する。**
  大津波警報・津波警報・津波注意報の発表を確認次第、所長（不在時は主任保育士・事務主任）は正しい情報を収集し、園内放送で職員へ指示する。津波到達予想時刻が１時間以内であれば、垂直避難の原則に従い、全員で「市営住宅１０階の集会所」への垂直避難を開始する。津波到達予想時間が１時間以上ある場合は、全員で「津波避難ビル」へ避難する。避難時は、バギーや抱っこ紐をフル活用し、階段を上る際は職員間で声を掛け合いサポートする。
- **ステップ②：【避難先での対応】安全確保と情報共有**
  「市営住宅10階集会所」または「津波避難ビル」到着後、各クラスリーダーは直ちに園児の点呼を行い主任・所長へ報告し、全員の安全を確保する。所長や主任保育士、事務主任等が中心となり、ラジオ・スマートフォン等を用いて周辺地域の被害情報を収集する。また、所長は、那覇市こども教育保育課や法人へ避難状況を報告し、保護者へは、コドモンにて状況を配信する。

- **【避難完了後の鉄則】大津波・津波警報発令時は、解除まで「絶対に戻らない」**
  避難所へ到着後、警報が完全に解除されるまでは、忘れ物の回収や園舎の状況確認などの理由であっても、絶対に保育所へ戻らない・戻らせない体制を徹底する。

## 4. 火災発生時の対応

### ① 発見と初期消火・通報

火災を発見した職員は、大声で「火事だ!」と周囲に知らせ、近くにある非常ベルを押す。事務主任や手の空いている職員は、直ちに現場を確認し 119 番通報を行う。初期消火担当（火元に近い職員）は、消火器を用いて初期消火を行う（ただし、炎が天井に届く前までとし、危険を感じたら直ちに避難する）。同時に事務所へ状況を伝達する。

### ② 避難誘導（最優先業務）

初期消火失敗の報告を受けた職員は、直ちに園内放送で避難指示を行う。各クラス担任は、煙を吸わないよう園児に「口と鼻をハンカチや服の袖、タオル等で覆う」よう指示し、姿勢を低くして避難させる。出火場所（火元）を避けた安全なルートを選定して、全園児を「一次避難場所：園庭」へ迅速に誘導する。

### ③ 一次避難での点呼と二次避難判定

園庭への避難完了後、各クラスリーダーは即座に名簿で点呼を行い、全員揃っているかを所長へ報告する。トイレ、押し入れ等に取り残された園児がいないか、検索担当の最終退出者が必ず確認を行う。園庭まで火の手が迫る、または煙の影響が激しいなど、園庭にとどまることが危険な場合、所長（または代行者）の指示のもと、速やかに「二次避難場所：市営住宅の中庭」へ移動し、再度点呼を行う。

## 5. J アラートへの対応

### ① 7:30までに J アラートが発令された場合

【基本対応】 原則「休所」とする。登所途中の場合は、安全な場所で待機する。

【解除後の保育再開】 J アラートが解除された場合、建物や周辺の安全、および職員の出勤状況を確認する。保育再開の時刻が決定次第、コドモンで保護者へ配信する。

【給食の対応】 11:00 以前に解除： 給食を提供する（ただし、献立変更での対応とする）。

11:00 以降に解除： 給食の提供は行わない。家庭で昼食を済ませてから登所するよう、保護者へ依頼する。

### ② 保育中にＪアラートが発令された場合

【情報収集と指示（管理職）】所長（不在時は主任保育士・事務主任）は、防災無線や各種メディアから正しい情報を収集し、園内放送で職員へ指示する。

【場所ごとの避難行動（保育士）】

- 屋内活動中： 園児を窓から離し、窓のカーテンを閉める。各階の廊下で床に伏せ、ダンゴムシのポーズで頭部を守るよう促す。
- 園庭活動中： 速やかに園児を屋内に避難させ、上記（屋内）と同様に安全確保の行動をとらせる。
- 散歩中： 最寄りの頑丈な建物や地下へ避難する。適当な建物がない場合は、コンクリート塀（※ブロック塀は倒壊の恐れがあるため避ける）や強固な構造物の物陰に移動し、ダンゴムシのポーズで頭部を守る姿勢をとらせる。保育士間で連携して点呼と怪我の有無を確認し、所長へ報告する。

【安全確認と報告】

安全確認の園内放送があるまで、その場で待機する。

放送を確認後、各クラスリーダーは「園児数・職員数」を速やかに所長へ報告する。

【保護者への連絡】全体の安全確認が取れた後、所長は避難状況をコドモンで保護者へ配信する。

## 6. 災害発生後の共通対応（引き渡し・体制）

### ① 保護者への連絡と引き渡し

- **避難状況の報告：**避難後、園児の安全が確保され次第、所長および職員は、コドモンや事前に定めた緊急連絡網を活用して、園児の安否と避難場所をコドモンで配信する。
- **確実な引き渡しルールの徹底：**避難後、所長は、那覇市こども教育保育課や法人と情報を共有し、休園措置の可否と保護者への園児引き渡しについて協議し、決定事項をコドモンで配信する。引き渡しの際は、あらかじめ保護者から提出いただいた「緊急時連絡先」に基づき、確実に身元を確認して引き渡す。原則として、事前に登録された代理人以外の者には、保護者の直接の同意が取れるまで引き渡さない。

### ② 園児の心のケア

災害による突発的な恐怖心、サイレンの音、保護者と会えない不安から、園児は大きな精神的ダメージを受ける。職員は意識して落ち着いたトーンで声をかけ、「大丈夫だよ」「先生たちがついているからね」と安心感を与える。泣き叫ぶ子、逆に閉じこもってしまう子など、それぞれのサインを見逃さず、抱っこやスキンシップを多めにとり、情緒の安定に努める。